

売却区分番号	44304	入札期間	令和7年3月11日 午前9時00分 ~ 令和7年3月17日 午後5時00分 (土日除く開庁時間内)	
		開札日時	令和7年3月19日 午前10時00分	
見積価額	200,000円		公売保証金	20,000円
公売財産の表示	物件1(主である建物の表示) 所 在 土佐清水市下ノ加江字濱芝2808番地97 家屋番号 2808番97 種 類 居宅 構 造 木造スレート葺平屋建 床 面 積 91.26㎡			
	R6公売公告第5号別紙1-2に続く			

## 【基本情報】

- ①公売財産は全件一括での売却となります。
- ②公売財産の表示は不動産登記簿上の表示です。
- ③本公売財産に関する表示事項(情報)は当組合が調査を行い、記録上表れている事実や有識者の意見等を記載したものであり関係者間の権利関係等を最終的に決定するものではありません。
- ④所在・位置(物件までの直線距離)  
最寄駅は四万十市内の土佐くろしお鉄道中村駅。下ノ加江大橋から旧下ノ加江中学校方向へ約200mに位置します。
- ⑤行政的条件等  
都市計画区域外  
土佐清水市津波ハザードマップ(平成30年11月)では、建物のほとんどが10~15m未満の津波浸水域になっています。
- ⑥交通・接近条件(物件基準の道路距離)
- |             |       |
|-------------|-------|
| 土佐くろしお鉄道中村駅 | 約20km |
| 土佐清水市役所     | 約12km |
- ⑦環境条件  
国道321号線沿いに住宅、店舗等が混在する地域です。
- ⑧物件の現況  
当該物件は建物(種類:居宅)のみです。土地は含みません。  
建物付近は樹木等が繁茂しており、建物まで続く道は未舗装です。
- ⑨その他
- ・地積、床面積等は、あくまで登記簿上に記載された面積であり、実測と異なる場合があります。
  - ・当該物件には居住者
  - ・上水道の本管は当該物件付より100m以上離れた位置に埋設されており、整備状況は不明です。詳細については土佐清水市水道課にお問い合わせください。
  - ・電気の整備状況は不明です。詳細については四国電力株式会社へお問い合わせください。
  - ・状況については現地を確認することをお勧めいたします。

## 【建物の情報】

(物件1)主たる建物

- ①新築年月日  
昭和60年7月19日(高知地方法務局四万十支局備付の全部事項証明書による)
- ②間取り等  
内部の間取り等は平面図のとおりです。
- ③利用状況  
居宅として使用中。
- ④保守状況  
若干劣る。
- ⑤占有状況  
詳細は不明です。
- ⑥特記事項
- ・建物付近は樹木等が繁茂しており、建物まで続く道は未舗装です。
  - ・建物内の動産は売却財産に含まれません。動産の処分については動産の所有者との協議が必要です。
  - ・状況については現地を確認することをお勧めいたします。

## 【その他手続き等】

- ①公売財産についてはあらかじめその現況等を確認し、関係公簿等を閲覧した上で公売にご参加ください。  
また、当機構は、公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しや動産類の撤去を求める場合は、買受人が行うことになります。  
なお、使用者又は占有者等が明け渡しや動産類の撤去に応じない場合は、買受人において訴訟等の手続きをとらなければならない場合があります。
- ②公売財産に財産の種類又は品質の不適合があっても、当機構は担保責任を負いません。
- ③土地の境界が不明な場合は、買受人において隣接地所有者と協議してください。
- ④本公売における公売保証金の納付方法は『直接持参』のみとします。  
公売保証金は入札時に現金で持参し、入札受付にて一括で納付して下さい。  
※入札時に公売保証金全額の納付が確認できない場合は入札できません。
- ⑤見積価格以上の入札者のうち、最高価格の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価格となります。
- ⑥最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- ⑦落札後、納付していただく買受代金は、落札価格から公売保証金を控除した金額となります。  
すでに納付いただいた公売保証金は買受代金へ充てるため返却しません。  
※買受人とならなかった方の公売保証金は開札終了後、直ちに返還します。
- ⑧買受代金は必ず納付期限までに当機構が確認できるように、一括で納付してください。  
納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となります。
- ⑨公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- ⑩買受代金を納付した時点で、危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。
- ⑪権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。
- ⑫その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- ⑬公売公告の内容は、幡多租税債権管理機構事務所で閲覧できます。
- ⑭公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記⑬の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。
- ⑮不動産公売の入札に参加される方(法人である場合にはその代表者)は、国税徴収法第99条の2の規定に基づき、暴力団員等に該当しないことの陳述書等の提出が必要となります。入札開始日の2開庁日前までに、当機構へ陳述書等(様式については、当機構ホームページよりダウンロードのこと)を提出してください。  
また、次のいずれかに該当する場合、陳述書と併せて指定許認可等を受けている事を証明する書類の写しの提出が必要です。
- ・宅地建物取引業法(平成27年法律第176号)第3条第1項の免許
  - ・債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の許可
- ⑯指定した売却決定日までに警察当局から調査の回答がない場合、買受人が暴力団員等に該当しないことが明らかにならない為、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。